

第7回木曾三川下流部 船舶対策協議会

平成24年2月23日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

H19.3～H22.3 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成19年3月16日	幹事会	協議会設置の趣旨
平成20年2月15日	第1回協議会	不法係留船の現状と問題点
平成20年 6月26日	第2回協議会	現地視察、漁船とプレジャーボートの線引き
平成21年 1月16日	第1回勉強会	不法係留船の問題点と対策の流れ
平成21年 2月26日	第2回勉強会	基本方針(案)
21. 3. 13 ブースター船	監督処分	
平成21年 3月19日	第3回協議会	基本方針(案)、大型作業船の是正措置
21. 4. 15 ブースター船	戒告書送付(行政代執行法)	
21. 5. 14 ブースター船	自主撤去開始	
21. 8. 10 ブースター船	自主撤去終了	
平成21年11月26日	幹事会	第4回協議会に向けて
平成21年12月17日	第4回協議会	早急に対応が必要な案件、船舶対策計画の策定
22. 1. 25 下坂手変形護岸	簡易代執行公告	
22. 3. 9～15 下坂手	簡易代執行	船舶32 船台1を撤去・保管
22. 3. 29 下坂手	全船舶、工作物撤去確認	

H22.4～H23.9 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成22年 6月14日	幹事会	第5回協議会に向けて
平成22年 6月28日	第5回協議会	本年度スケジュール、 不法係留船対策計画(素案)
22. 9. 29 松之木	簡易代執行公告	
平成22年11月17日	幹事会	強制的撤去措置(松之木・西川)、 Ver.221117不法係留船対策に係る計画書
22. 11. 30 西川	簡易代執行公告	
22. 12. 1 松之木	行政代執行令書	
22. 12. 7 松之木	簡易代執行	船舶を9隻撤去
22. 12. 8 松之木	行政代執行	船舶を7隻撤去
23. 1. 19 西川 ～20	簡易代執行	船舶を12隻撤去
平成23年2月24日	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 Ver.230224不法係留船対策に係る計画書
平成23年3月16日	第6回協議会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 不法係留船対策に係る計画書
23. 6. 22 策定	木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書	
23. 6. 22 ケレップ水制群	重点的撤去区域公示	
23. 9. 13 ケレップ水制群	簡易代執行公告①	

H23.10～H24.2 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成23年10月19日	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)
23. 11. 24ケレップ水制群	簡易代執行公告②	
23. 12. 7 ケレップ水制群	簡易代執行①	船舶3隻を撤去
24. 2. 1 ケレップ水制群	簡易代執行②	船舶1隻を撤去
平成24年2月23日	第7回協議会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群) H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) H26～27年度強制的撤去措置(油島地先) 船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31) 変形護岸整理集約(H23～27年度)

【事務所管内】係留船舶等の現状

係留船舶数 1,478隻

H18年
調査

うち、無許可船舶

704隻

許可船舶 (変形護岸や防災棧橋に係留を認めたもの)

774隻

漁船等
生業船
422隻
生業船
以外
282隻

漁船等
生業船
542隻
生業船以外
232隻

1,478隻のうち、
漁船等生業船964 生業船以外514

棧橋

国の設置した棧橋(防災棧橋) 6カ所

不法棧橋

124カ所

H18年
調査

H22年度 不法係留船舶対策箇所【簡易代執行 行政代執行】

松之木 変形護岸 (一部)



【経緯】
21.10月の台風18号で船が沈没、所有者は是正指示に従わず放置
22.3月に水質事故発生(沈没船から油流出)し、緊急的に河川管理者が引き上げ
22.4月一部占用廃止
22.9月監督処分・簡易代執行公告
22.11月戒告書交付
22.12月代執行令書



22.12.7 簡易代執行実施(9隻)
22.12.8 行政代執行実施(7隻)

撤去完了後

長良川左岸11.6k附近

西川地区 (ワンド)



【経緯】
当該場所は所有者不明の不法係留船が、長年に亘り多数放置(21.4月時点で40隻)
日常管理ができていない船がほとんどであり、油流出による水質事故や洪水時に流出するおそれがあった
22.11月 簡易代執行公告



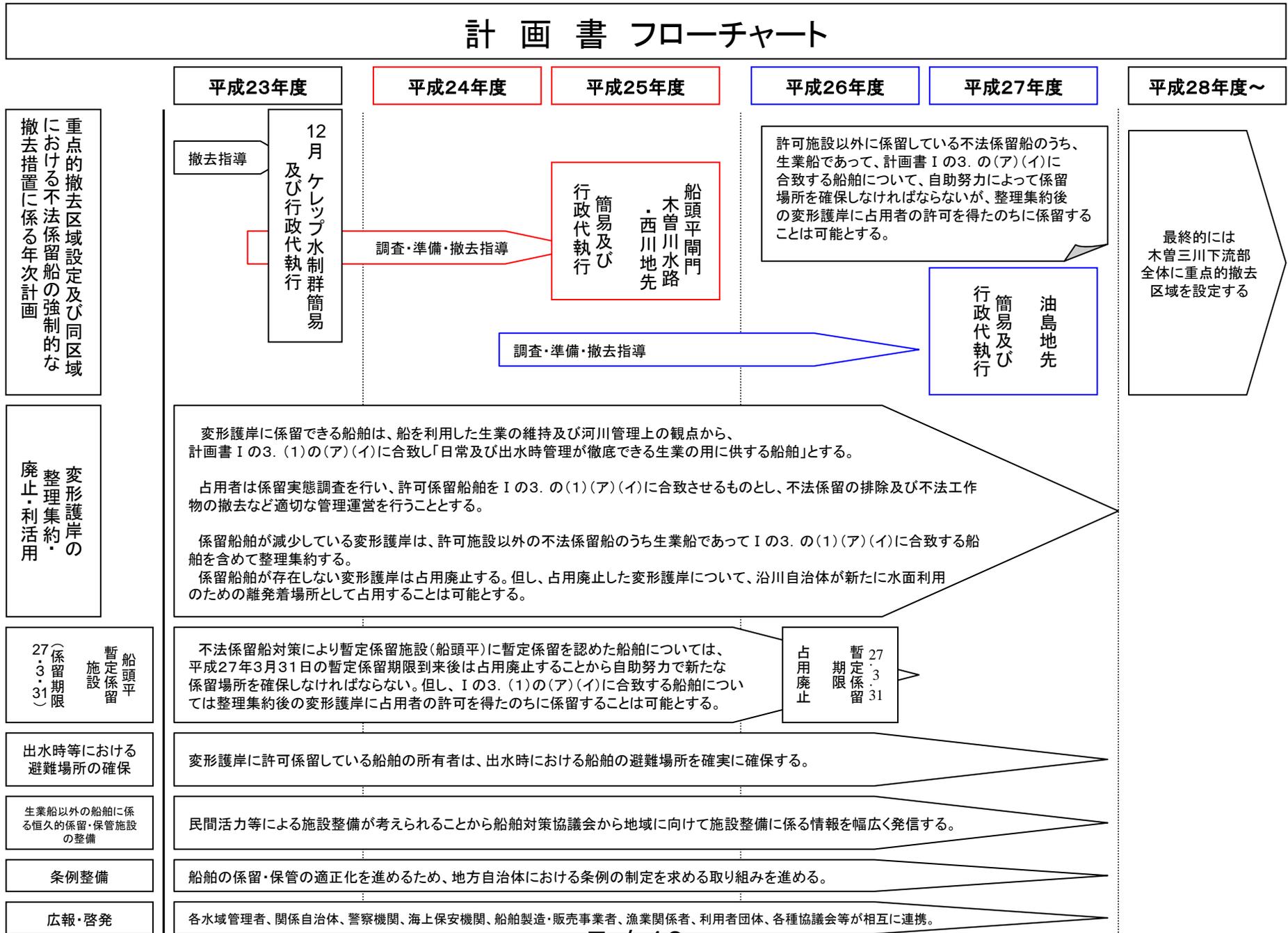
23.1.19~20 簡易代執行実施(12隻)

撤去完了後

木曾川右岸10.6k附近

木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書 (H23.6.22策定)

計画書 フローチャート



木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書 (H23.6.22策定)

【概要】「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」 I の3. (1)(ア)(イ)

変形護岸許可係留対象船舶の扱い

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記(ア)(イ)に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。

(ア) 漁船

漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録済みのもの。小型船舶登録に該当する船は登録済みのもの。漁船及び小型船舶登録や船舶検査に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの。

(イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。



変形護岸許可係留対象船舶は(ア)(イ)に合致し、

「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」

(ア) 漁船

漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有する船舶

(イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船

CONTENTS

木曾三川下流部不法係留船対策にかかる計画書

防災と暮らし

河川を利用するみなさまへ

平成23年6月22日付けで「木曾三川下流部不法係留船対策にかかる計画書」を策定しました。また、同日付けで「重点的撤去区域」を木曾川右岸14.0K～24.4K付近と定めたので公示します。

事務所紹介

- [木曾三川下流部不法係留船対策にかかる計画書](#) (184KB)

事業紹介

- [木曾三川下流部不法係留船対策にかかる計画書\(参考資料\)](#) (956KB)

工事情報

入札・契約関連情報

- [重点的撤去区域公示](#) (332KB)

木曾三川資料室

施設見学・見学予約

「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」に対するご意見ありがとうございました。

協議会・検討会

[「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」に関する意見募集の結果と意見に対する考え方](#)

木曾三川下流部に関する計画

お問い合わせ先

木曾三川水系河川
整備計画

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 占用調整課
TEL:0594-24-5718

木曾三川下流部不法係留
船対策にかかる計画書

自然再生計画

木曾三川サポートセン
ター(地域との協働)

リンク

広報誌・研究資料

木曾三川だより

KISSO

[お問い合わせ](#) [免責事項・プライバシーポリシー](#) [リンク集](#)

[ページTOPへ戻る](#)

Copyright © 2009 国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所. All Rights Reserved.

「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」に関する意見募集の結果と意見に対する考え方

No.	内容	該当頁	意見の内容	意見に対する考方
1	I-3係留船舶及び係留施設の取扱	2	水面利用団体の係留実態調査を行い、各団体の意見要望を聞いて、必要な係留先の確保をお願いいたします。	ご意見をいただきありがとうございます。変形護岸に許可係留できる船舶は生業の用に供する船舶としていないことから、それに合致しない船舶については自ら民間マリーナ等に係留先を確保することとなります。
2	I-3-(4)-(ア)変形護岸の扱い	4	水上オートバイを川に下ろす適当な場所がないことから、空いている変形護岸を水上オートバイが使用できるようお願いします。	ご意見をいただきありがとうございます。係留船舶が存在しない変形護岸は占用廃止し、撤去することとしています。但し、占用廃止した変形護岸について沿川自治体が新たに水面利用の離発着場所(係留や存置は認めない。)として占用することは可能としています。
3	I-3-(4)-(ア)変形護岸の扱い	4	占有者が不在になり、空いている変形護岸を自治体、NPO法人等が管理し、漁船・生業船以外の船舶を有償にて係留させてはどうか。理由:プレジャーボート等の他係留施設への移行が困難であることに鑑み、NPO法人等による適切な管理の下、変形護岸をこれらに貸与することで不法係留を抑止することができますと考えられます。	ご提案をいただきありがとうございます。変形護岸に許可係留できる船舶は生業の用に供する船舶としていないことから、それに合致しない船舶は変形護岸に係留することはできません。生業以外の船舶については自ら民間マリーナ等に係留先を確保することとなります。なお、係留船舶が存在しない変形護岸は占用廃止し、撤去することとしています。但し、占用廃止した変形護岸について沿川自治体が新たに水面利用の離発着場所(係留や存置は認めない。)として占用することは可能としています。
4	Ⅲ-1変形護岸の現状と問題点	7	埋没により浅くなった変形護岸前面河床を浚渫し、利用船舶の円滑な運航を確保することが必要と考えます。理由: 占用を認められた漁船等の中には、変形護岸前面の河床が浅くなったため、接岸ができないケースがあります。浚渫を誰が行うか?(国、自治体、漁業組合等)は議論すべきですが、接岸係留できない漁船等が、河道に投錨係留することも予測されますので、早急な対策が必要と考えます。	ご提案をいただきありがとうございます。変形護岸の占用に係る必要な維持管理は占用主体が行うこととなります。それ以外の河川管理上の支障があるところについては河川管理者が従来から対応してきているところです。
5	IV-3計画推進のための体制整備	10	現在開催されている「木曾三川下流部船舶対策協議会」、「木曾三川下流部水面利用協議会」の活動内容を一歩進めて、不法係留を抑止するとともに、河川、河川敷の有効活用による地域活性化について河川管理者、自治体等行政機関、民間等が議論する「木曾三川下流部活用協議会」(仮称)を設けてはどうか。理由: 不法係留船を取り締まるだけでなく、河川に人の集まる空間を創出し、新たな不法係留を抑制する環境を整備することが必要と考えます。よって同協議会では川に親しむことのできる施設として、ボート遊び、デイキャンプ場、各種球技グラウンド、「道の駅」に併設した「川の駅」等を取り上げ、その地域活性化効果、集客力、事業化手法(PFI事業、NPO法人等)について、検討を行うものとします。また、既存の「木曾三川下流地区観光連携協議会」も同様の趣旨にて活動を行っていますので、これの分科会という形で発足するのにも一案であると考えます。	ご提案をいただきありがとうございます。不法係留船対策については、「木曾三川下流部船舶対策協議会」で協議をして頂いているところですが、不法係留船の規制と、係留・保管施設の整備は両輪の取り組みであり、生業船以外の船舶に係る新たな恒久的係留・保管施設の整備については民間活力等による施設整備が考えられることから、同協議会から地域に向けて施設整備に係る情報を幅広く発信していくこととしています。それにより係留・保管施設のみならず地域活性化に繋がる議論が地域から幅広く出てくることを期待します。

問い合わせ

木曾川下流河川事務所 占用調整課
 TEL 0594-24-5718
 FAX 0594-24-5725

↑ PAGE TOP

H23年度 不法係留船対策箇所(重点的撤去区域 H23.6.22公示)

ケレップ 水制群



木曾川右岸
16.4~23.8km附近

【対策経緯】
沈・廃船を含め、管理がされていない船が多数あり、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、景観の阻害となっていた。

23.2.2~3実態調査で12箇所において不法係留船57隻、不法棧橋2を確認。

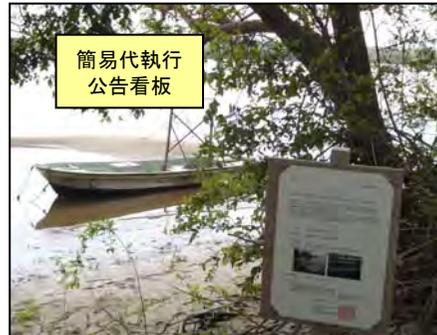
23.9.13簡易代執行公告
① (18.1km, 18.9km, 20.4km)

23.11.24簡易代執行公告
② (21.4km)

23.12.7簡易代執行①
24.2.1簡易代執行②

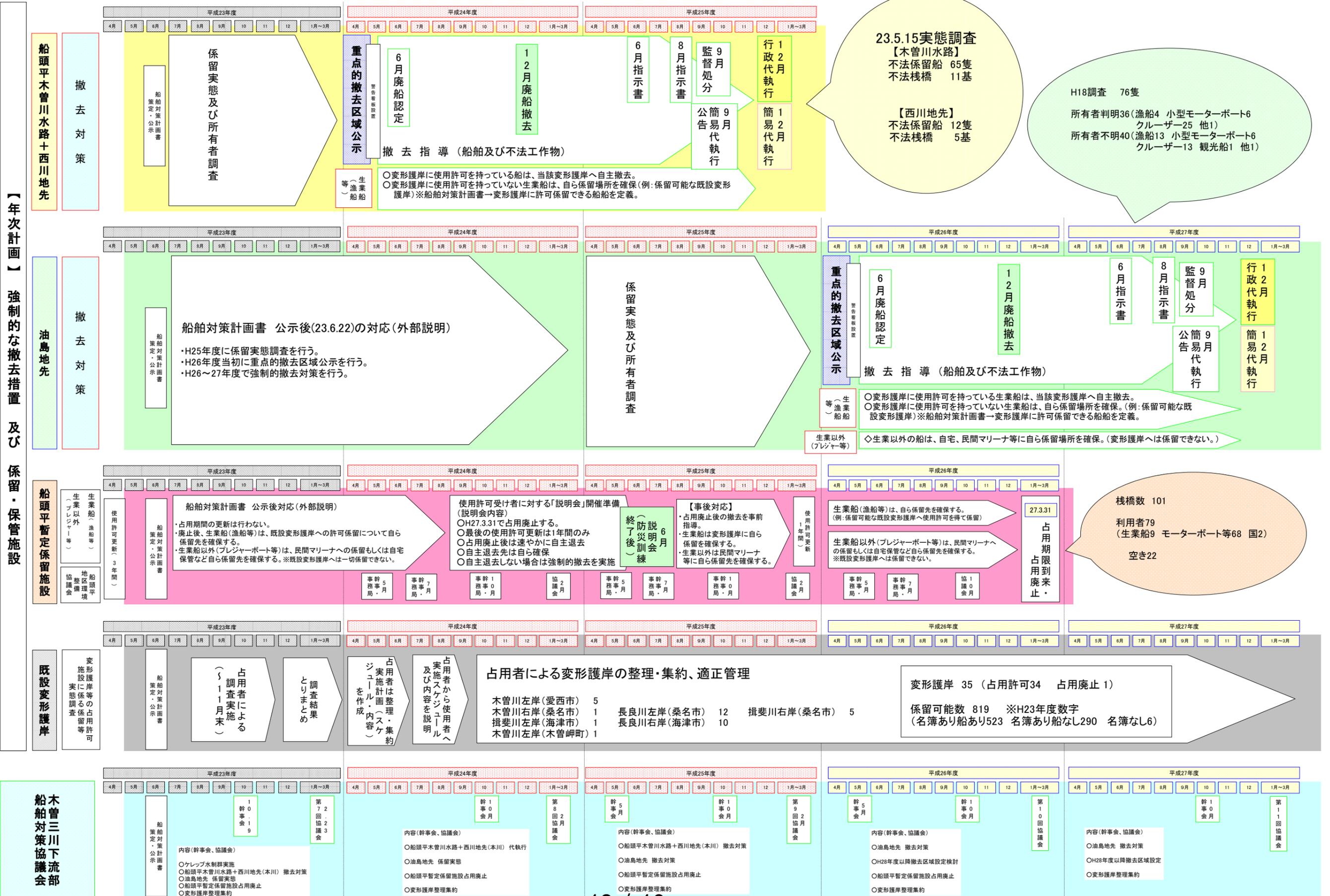
【木曾川ケレップ水制群】
木曾川付替えを技術的に可能にした水制工(粗朶と土・石)であり、戦前で最大規模の水制群
施工年:明治44年

土木学会における選奨土木遺産(H12年度)となっており、水制周辺には多くのワンドが創り出され、多様な水辺環境を構築している。



23.12.7 簡易代執行①
3隻撤去
24.2.1 簡易代執行②
1隻撤去





23.5.15実態調査
【木曾川水路】
不法係留船 65隻
不法棧橋 11基

【西川地先】
不法係留船 12隻
不法棧橋 5基

H18調査 76隻
所有者判明36(漁船4 小型モーターボート6
クルーザー25 他1)
所有者不明40(漁船13 小型モーターボート6
クルーザー13 観光船1 他1)

棧橋数 101
利用者79
(生業船9 モーターボート等68 国2)
空き22

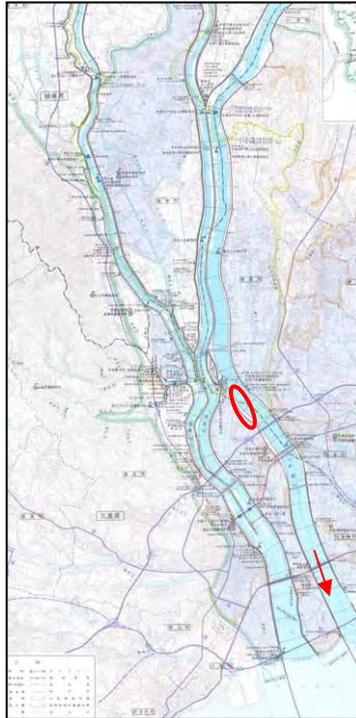
27.3.31
占用期
占限用
廃止

変形護岸 35 (占用許可34 占用廃止1)
係留可能数 819 ※H23年度数字
(名簿あり船あり523 名簿あり船なし290 名簿なし6)

占用者による変形護岸の整理・集約・適正管理
木曾川左岸(愛西市) 5
木曾川右岸(桑名市) 1
揖斐川左岸(海津市) 1
木曾川左岸(木曾岬町) 1
長良川左岸(桑名市) 12
長良川右岸(海津市) 10
揖斐川右岸(桑名市) 5

H24～25年度 不法係留船対策箇所 (H24.4月に重点的撤去区域公示)

船頭平木曾川水路 及び西川地先



木曾川右岸
10.8～11.2km
12.4～12.6km附近

【船頭平閘門】

重要文化財(平成12年)。明治時代の河川工事により木曾川と長良川を往来できるようにした閘門(復門式扉)明治35年に完成。不法係留船の存する木曾川水路が接続している。

【不法係留の状況】

23.6.15の実態調査において、船頭平木曾川水路(65隻・棧橋11)西川地先(12隻・棧橋5基)を確認した。

【河川管理上の支障】

船頭平木曾川水路の12.6km附近は沈・廃船を含め管理がされていない船が放置されている。同水路12.4km附近及び西川地先は漁船が多数を占め、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、12.4km附近は不法係留により水路幅が狭くなっており船頭平閘門を通航する船舶の通航の阻害となっている。

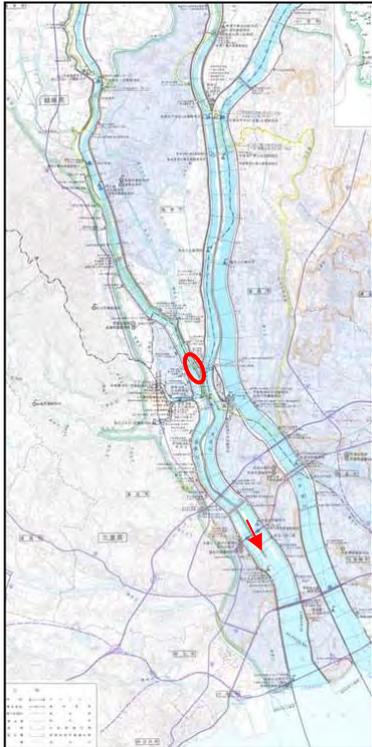


河川法に基づく是正指示及び命令によっても撤去がされない場合、H25.12月に強制的撤去措置(簡易及び行政代執行)を行う。



H26～27年度 不法係留船対策箇所 (H26.4月に重点的撤去区域公示)

油島地先 (海津市)



揖斐川左岸
13.6km(治水神社)～
14.6km(大江樋門)附近

【不法係留実態】
不法係留船の数が多く、所有者不明の割合が高い。

H18年調査
不法係留船76隻(所有者不明40、判明36)不法棧橋7

【河川管理上の支障】
中州が前面にあるが、H14年及びH16年洪水では中州が長時間に亘り水没しており、船や棧橋が流出した場合は橋梁に引っかかり流下阻害を引き起こしたり、河川管理施設にぶつかり損傷を与える恐れがある。

治水神社等の歴史建造物、国の史跡である千本松原、木曾三川公園の近隣であり景観上の阻害となっている。

【治水神社】
宝暦治水工事(1755年)の責任者、薩摩藩家老平田鞠負(ひらたゆきえ)を祭神とする神社。

【千本松原】
薩摩義士が治水工事の完成直後に千本の日向松の苗を揖斐川長良川分流堤に植えたものと伝えられている。国の史跡。



揖斐川左岸
13.6～14.0km
附近



揖斐川左岸
14.0～14.6km
附近

河川法に基づく是正指示及び命令によっても撤去がされない場合、H27.12月に強制的撤去措置(簡易及び行政代執行)を行う。

船頭平暫定係留施設占用廃止について（占用許可期限 H27.3.31）

船頭平 暫定 係留施設



長良川左岸
11.8km附近
(船頭平閘門長良川水路)

【不法占用及び 撤去指導経緯】

S55年頃から台船6隻を利用した浮き棧橋を不法に設置し、約90隻を係留させ料金を徴収し収益を上げていた者がいた。

H13～14 指示書、弁明通知、監督処分(1回目)

H16 監督処分(2回目)、所有権放棄書提出。

【船頭平長良川水路係留対策協議会】 H15.7設置、4回開催

- ①不法占用工作物を撤去したのちに防災用船着き場(緊急時の避難ルート及び輸ルートの確保)を設置。
- ②防災用船着き場は平常時、暫定係留施設として利用。
- ③暫定係留施設に係留できる船は、河川管理者の調査により船頭平長良川水路内への不法係留が確認されている船に限定。
- ④暫定係留施設は地元自治体2団体で協議会(船頭平地区環境整備協議会)を設立し、占用許可を受けて管理。
- ⑤係留料金は有料。※漁船は除く。

【防災対策工事】

H16.7～H17.3 暫定係留施設と効用を兼ねた防災船着き場を設置(A～D棧橋)

【管理に係る経緯】

- ①防災棧橋
河川管理者直轄管理(H17.4～管理委託)
- ②暫定係留施設
H17.7船頭平地区環境整備協議会がA～C棧橋の係留に係る水面占用許可を受ける。(占用期限H27.3.31) 使用許可係留者は使用規則を厳守。

【木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書】

- ・H27.3.31をもって暫定係留施設を占用廃止する。
- ・占用廃止により、暫定係留船舶は速やかに自主退去し、自ら係留保管先を確保するものとする。
- 生業船(漁船等)については既設変形護岸占用者の許可を得たのち変形護岸に係留することは可能。生業船以外は民間マリーナ等に自ら係留保管場所を確保する。



占用許可期限
平成27年3月31日
※占用許可は10年間



棧橋数101
使用許可係留船舶数79
※使用許可は3年間。更新可

撮影H23.6

木曾三川下流部 変形護岸整理集約 (H24~27年度実施)について

変形護岸係留可能数819隻 ※桑名港及び船頭平暫定を除く
 使用許可名簿あり813 使用許可名簿なし6
 名簿あり813のうち、船あり523(生業船212 生業船以外311) 船なし290(生業船157 生業船以外133)

変形護岸
35箇所



木曾川 右岸 1
左岸 6

揖斐川 右岸 5
左岸 1

長良川 右岸 10
左岸 12

【変形護岸】

河川改修時等において生業船等の係留場所として35箇所を設置。
 占用主体は市町、管理は漁協等が行っている。
 現在、許可係留船舶の不存在、無許可使用の増加、不法工作物の設置や油流出等の水質事故等が課題となっている。
 35箇所のうち2箇所について不法係留船舶対策として簡易及び行政代執行を実施し、再係留防止策を講じた。
 H23.6月に「木曾三川下流部不法係留船舶対策に係る計画書」を策定し、年次計画(H23~27年度)において変形護岸の実態調査、整理集約を実施し、適正管理を行うこととしている。



簡易代執行により不法係留船舶を撤去し再係留防止策を講じた変形護岸の例



変形護岸の一例

